

アンケートのご協力ありがとうございました。

アンケートにおいていただきました質問について、回答いたします。

問1 契約書・プランへの自筆は必要だが、押印は省略で良いのでは？	回答1 原則省略でかまいません。事業所として押印を求めているにもかかわらず、押印をしていない事例を押印の漏れとお伝えしております。誤解を招く表現となり申し訳ございません。
問2 虐待ケースについて通報件数が少ない。ケアマネから包括に伝えたケースは含まれないのか？	回答2 集団指導で取り上げた件数は事業所内で発生した虐待の事案の件数です。そのため、家族等からの擁護者虐待の件数は含んでおりません。
問3 以前に行った介護施設の合同会社説明会の開催予定は？	回答3 「介護のお仕事相談会 就職・個別相談会」につきましては、本年度も埼玉県高齢者福祉課主催、株式会社パソナライフケア運営により開催されます。詳しくは埼玉県HP「介護のお仕事相談会」をご覧ください。 URL： https://kaigo-next.pref.saitama.lg.jp/work-consultation-meeting.php
問4 通所介護での効果的な機能訓練として、通所介護計画書やケアプランに盛り込んでいる場合は公園への利用者との散歩や外出、レクリエーション等が認められるか？	回答4 『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号平成11年9月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）』（※）に従い、屋外でのサービス提供として散歩やレクリエーションも機能訓練と認められます。
問5 今年度は自主点検表を実施しないのか？	回答5 ご案内ができておらず申し訳ございません。 今年度も実施をお願いいたします。ご提出は不要です。ただし、定期に実施する運営指導の対象としてご連絡させていただき、事業所様に於きましては、運営指導の事前提出資料として自主点検表のご提出を依頼いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。 自主点検表は以下のページからご確認ください。 URL： https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/1010617/1009661/1004022/1004032.html
問6 給付適正、ケアプラン点検を今年度は実施するのか？	回答6 実施いたします。定期に実施する運営指導に併せて実施いたします。ケアプランを作成いただいている事業所様にご協力をお願いするため、すべての事業所様が対象となるわけではございません。

※

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第 25 号平成 11 年 9 月 17 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）』

（２） 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、居宅基準第 97 条及び第 98 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

- ⑤ 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。
 - イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
 - ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。